

日本国内で運転が認められる
国際・外国運転免許証の確認ポイント

CONTENTS

■ 日本国内で運転が認められる運転免許証	1
■ 運転可能判別確認のチェックフロー	1
ステップ1 パスポートの確認	2
ステップ2-A 国際運転免許証の確認	3
■ 1949 年の道路交通に関する条約加盟国（ジュネーブ条約）	4
■ 国際運転免許証での注意事項	5
■ 日本国内で運転が認められない国際運転免許証	6
ステップ2-B 外国運転免許証の確認	7
● スイス連邦	8
● ドイツ連邦共和国	9
● フランス共和国	10
● ベルギー王国	11
● モナコ公国	12
● 台湾	13

日本国内で運転が認められる運転免許証

外国の免許をお持ちの方が、日本で運転する際には「国際運転免許証」もしくは「外国運転免許証(5カ国、1地域に限る)＋日本語翻訳文」が必要です。

次のいずれかの免許証を所持している必要があります。



■通常の国内運転免許証(日本国内在住者)

■国際運転免許証

ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの



■外国運転免許証＋日本語翻訳文

スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・
ベルギー王国・モナコ公国・台湾
以上の5カ国、1地域
(P7～P13を参照)



運転可能判別確認のチェックフロー

ステップ

1

パスポート等による本人および上陸日の確認

- ☐ 顔写真と本人の確認
- ☐ 運転できる期間の確認

※入国時、自動化ゲートを使用し、パスポートに入国日を示すスタンプ(証印)が押されていない場合は、入国日のわかる航空券の半券などでもよい。

詳細は
2ページ

OK

OK

ステップ

2-A

国際運転免許証の確認

- ☐ ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された形式の物であるかの確認
- ☐ 有効期限の確認
- ☐ 顔写真と本人の確認
- ☐ 運転車両条件の確認

詳細は
3ページ

ステップ

2-B

外国運転免許証＋日本語翻訳文の確認

- ☐ 特定の5カ国、1地域であるかの確認
- ☐ 指定の機関が発行した日本語翻訳文であるかの確認
- ☐ 有効期限の確認
- ☐ 顔写真と本人の確認
- ☐ 運転車両条件の確認

詳細は
5ページ

OK

日本国内で運転可能

OK

パスポート等による本人および上陸日の確認

① 顔写真と本人の確認

② 運転できる期間の確認

1) 通常の国内運転免許証：有効期限内

2) 国際免許証及び外国発行の免許証【いわゆる3ヶ月ルール】：

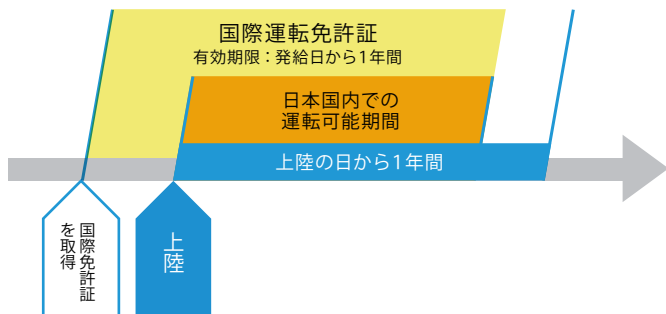
※日本国内での運転可能期間は、下記の外国運転免許証の有効期限内かつ、日本に上陸した日より1年間（パスポートの日本国上陸年月日の証印により確認、ただし自動化ゲートを使用しての入国の場合はスタンプ（証印）されませんので注意してください）です。

ただし、日本の住民基本台帳に記録されている方が、日本を出国後3ヶ月に満たない期間内に再入国した場合は、その再入国の日は「上陸した日（日本国内での運転可能期間の起算日）」にはなりません。

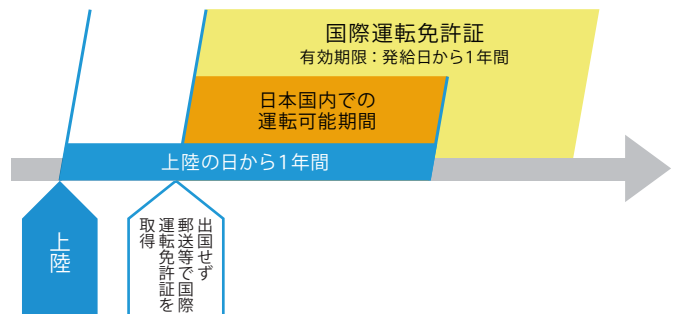


住民基本台帳に記録されていない者が本邦に上陸した場合

A 国際免許証取得後、初上陸した場合（短期滞在の旅行者に多いケース）

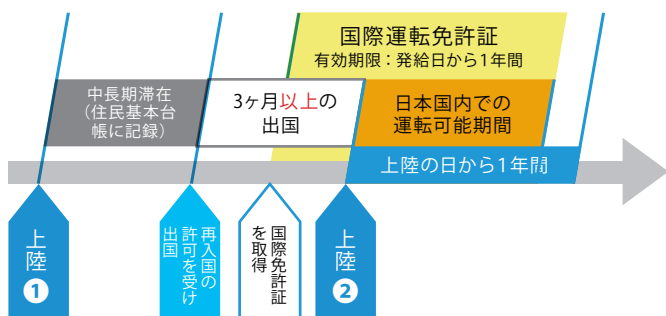


B 初上陸後、国際免許証を取得した場合（出国せずに郵送等で取得するケース）

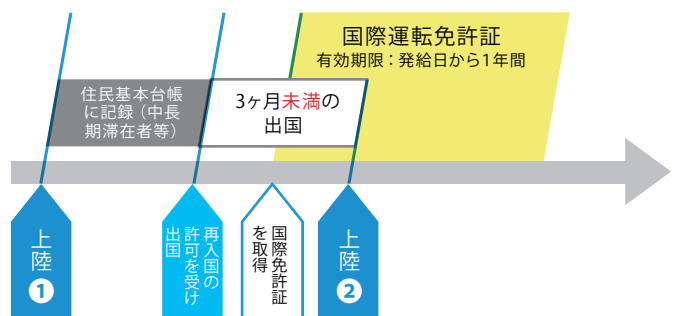


住民基本台帳に記録されている者が出国して再上陸した場合

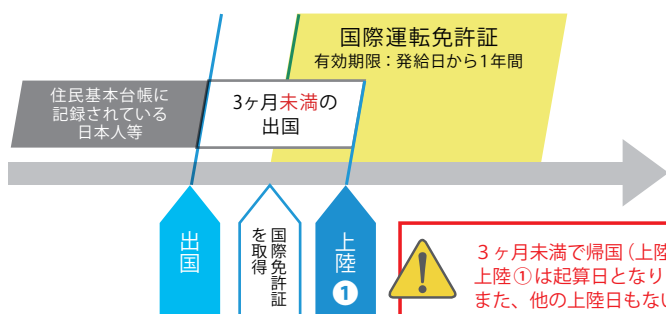
A 外国滞在3ヶ月以上で再び上陸した場合



B 外国滞在3ヶ月未満で再び上陸した場合（外国籍の方に多いケース）



C 外国滞在3ヶ月未満で再び上陸した場合（日本国籍の方に多いケース）



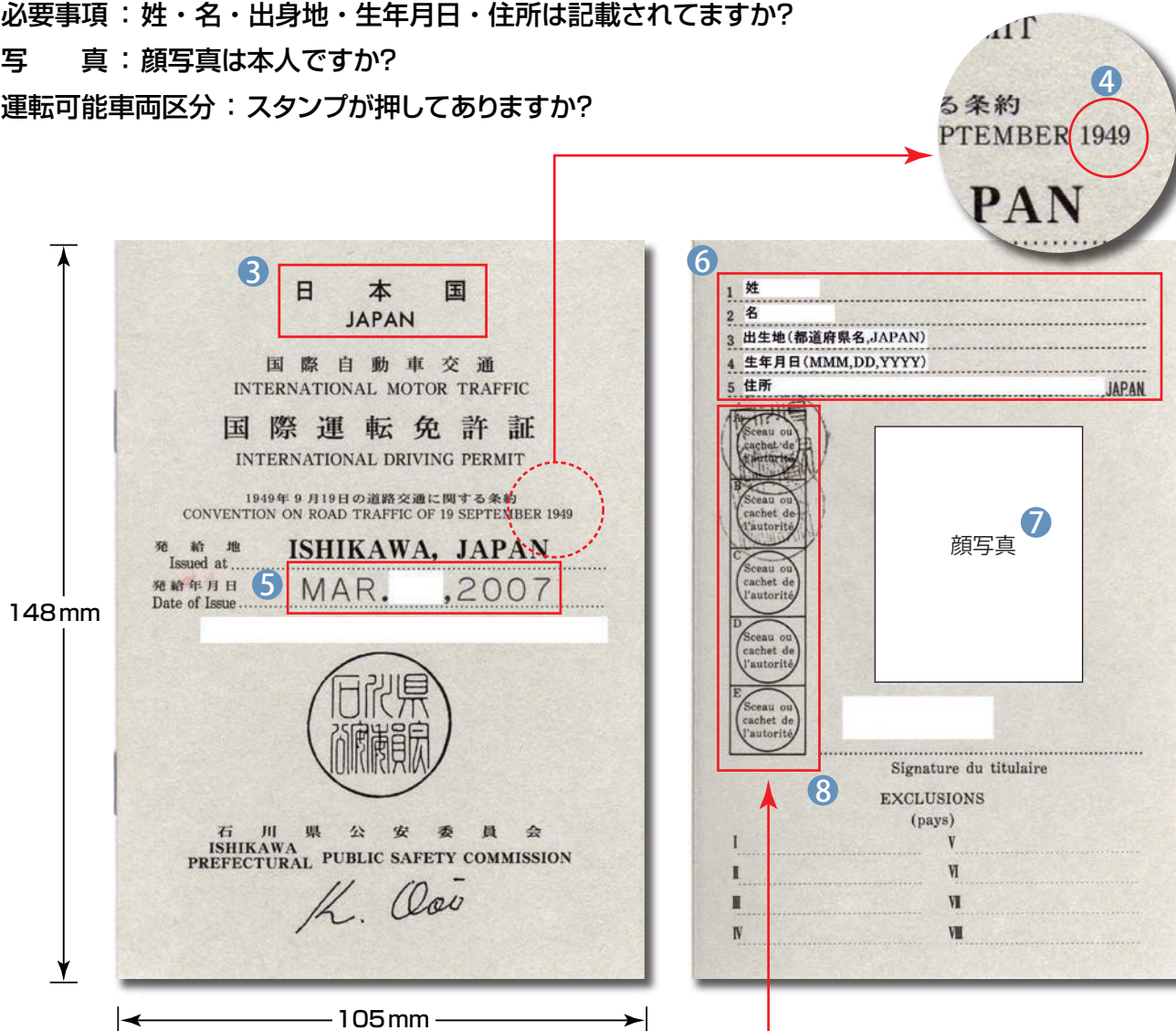
3ヶ月未満で帰国（上陸）しているので、上陸②は起算日とならないため、日本での運転はできません。



3ヶ月未満で帰国（上陸）しているので、上陸①は起算日となりません。また、他の上陸日もないので「上陸の日から1年間」の起算日は存在しないため、日本での運転はできません。

判断が付きにくい場合は
お近くの各都道府県にある
運転免許センターまで
お問い合わせください。

- ① サ イ ズ：縦148mm×横105mmですか？
- ② 色：グレーですか？（他の色の国もあります）
- ③ 発 給 国：ジュネーブ条約加盟国ですか？（次ページ一覧参照）
- ④ 条 約 名：「CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949」ですか？
- ⑤ 有効期限：発給年月日から1年間以内ですか？
- ⑥ 必要事項：姓・名・出身地・生年月日・住所は記載されてますか？
- ⑦ 写 真：顔写真は本人ですか？
- ⑧ 運転可能車両区分：スタンプが押してありますか？



国際運転免許証の運転車両可能区分

区分	運転することができる車両	必要な日本の免許
A	二輪の自動車（側車付きのものを含む。）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400kg（900ポンド）をこえない三輪の自動車	大型自動二輪免許（AT限定含む）・ 普通自動二輪免許（AT限定・小型限定含む）
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・中型自動車免許・ 準中型自動車免許・普通自動車免許（AT限定含む） 第二種 大型自動車免許・中型自動車免許・ 準中型自動車免許・普通自動車免許（AT限定含む）
C	貨物運用の用に供され、許容最大重量が3,500kg（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
D	乗用に供され、運転者のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	第一種 牽引免許 第二種 牽引免許

1949年の道路交通に関する条約加盟国（ジュネーブ条約）

「警視庁」ホームページより参照
2025年7月10日現在

※ 国名・地域の名前は「外務省」ホームページより参照

加盟国	英語表記	加盟国	英語表記	加盟国	英語表記
ア		ス		ヘ	
アイスランド	Iceland	スウェーデン王国	Kingdom of Sweden	ベナン共和国	Republic of Benin
アイルランド	Ireland	スペイン王国	Kingdom of Spain	ベネズエラ・ボリバル共和国(注記6)	Bolivarian Republic of Venezuela
アメリカ合衆国	United States of America	スリランカ	Sri Lanka	ペルー共和国	Republic of Peru
アラブ首長国連邦(注記6)	United Arab Emirates	スロバキア共和国	Slovak Republic	ベルギー王国(注記5)	Kingdom of Belgium
アルジェリア 民主人民共和国(注記6)	People's Democratic Republic of Algeria	スロベニア共和国	Republic of Slovenia	ホ	
アルゼンチン共和国	Argentine Republic	セネガル共和国	Republic of Senegal	ポーランド共和国	Republic of Poland
アルバニア共和国(注記4)	Republic of Albania	セルビア共和国(注記4)	Republic of Serbia	ボツワナ共和国(注記4)	Republic of Botswana
イ		セ		ポルトガル共和国(注記6)	Portuguese Republic
イギリス	United Kingdom	タ		マ	
イスラエル国	State of Israel	タイ王国	Kingdom of Thailand	マダガスカル共和国(注記6)	Republic of Madagascar
イタリア共和国	Italian Republic	大韓民国(韓国)	Republic of Korea	マラウイ共和国(注記6)	Republic of Malawi
インド共和国	Republic of India	チ		マリ共和国	Republic of Mali
ウ		チェコ共和国	Czech Republic	マルタ共和国(注記6)	Republic of Malta
ウガンダ共和国(注記2)	Republic of Uganda	中央アフリカ共和国(注記6)	Central African Republic	マレーシア	Malaysia
エ		チュニジア共和国	Republic of Tunisia	ミ	
エクアドル共和国	Republic of Ecuador	チリ共和国	Republic of Chile	南アフリカ共和国	Republic of South Africa
エジプト・アラブ共和国	Arab Republic of Egypt	テ		モ	
エストニア共和国	Republic of Estonia	デンマーク王国	Kingdom of Denmark	モナコ公国(注記5)	Principality of Monaco
オ		ト		モロッコ王国(注記6)	Kingdom of Morocco
オーストラリア連邦	Australia	トーゴ共和国	Republic of Togo	モンテネグロ(注記4)	Montenegro
オーストリア共和国	Republic of Austria	ドミニカ共和国	Dominican Republic	ヨ	
オランダ王国	Kingdom of the Netherlands	トリニダード・ トバゴ共和国	Republic of Trinidad and Tobago	ヨルダン	Jordan
カ		トルコ共和国	Republic of Türkiye	ラ	
ガーナ共和国(注記4)	Republic of Ghana	ナ		ラオス人民民主共和国	Lao People's Democratic Republic
カナダ	Canada	ナイジェリア連邦共和国(注記6)	Federal Republic of Nigeria	リ	
カンボジア王国	Kingdom of Cambodia	ナミビア共和国	Republic of Namibia	リトアニア共和国	Republic of Lithuania
キ		ニ		リヒテンシュタイン公国(注記4)	Principality of Liechtenstein
キプロス共和国	Republic of Cyprus	ニジェール共和国(注記6)	Republic of Niger	ル	
キューバ共和国(注記2・4)	Republic of Cuba	日本	Japan	ルーマニア	Romania
ギリシャ共和国	Hellenic Republic	ニュージーランド	New Zealand	ルクセンブルク大公国	Grand Duchy of Luxembourg
ク		ノ		ルワンダ共和国(注記3・4)	Republic of Rwanda
グアテマラ共和国	Republic of Guatemala	ノルウェー王国	Kingdom of Norway	レ	
クロアチア共和国	Republic of Croatia	ハ		レソト王国(注記6)	Kingdom of Lesotho
コ		バーレーン王国(注記6)	Kingdom of Bahrain	レバノン共和国(注記6)	Lebanese Republic
コートジボワール共和国(注記4)	Republic of Cote d'Ivoire	ハイチ共和国(注記6)	Republic of Haiti	ロ	
コンゴ共和国(注記6)	Republic of Congo	バチカン	Vatican	ロシア連邦(注記4)	Russian Federation
コンゴ民主共和国(注記6)	Democratic Republic of the Congo	バプアニューギニア独立国 (注記6)	Independent State of Papua New Guinea	特別行政区等	
サ		パラグアイ共和国	Republic of Paraguay	ガーンジー	Bailiwick of Guernsey
サンマリノ共和国(注記6)	Republic of San Marino	バルバドス(注記6)	Barbados	ジブラルタル	Gibraltar
シ		ハンガリー	Hungary	ジャージー	Bailiwick of Jersey
シエラレオネ共和国	Republic of Sierra Leone	バングラデシュ人民共和国(注記4)	People's Republic of Bangladesh	香港	Hong Kong
ジャマイカ(注記6)	Jamaica	フ		マカオ	Macao
ジョージア	Georgia	フィジー共和国	Republic of Fiji	マン島	Isle of Man
シリア・アラブ共和国(注記6)	Syrian Arab Republic	フィリピン共和国	Republic of the Philippines		
シンガポール共和国	Republic of Singapore	フィンランド共和国	Republic of Finland		
ジンバブエ共和国(注記4)	Republic of Zimbabwe	フランス共和国(注記5)	French Republic		
		ブルガリア共和国(注記4)	Republic of Bulgaria		
		ブルキナファソ	Burkina Faso		
		ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei Darussalam		

(注記1) 上記以外にもジュネーブ条約の適用を受ける国・地域がありますので、ご留意ください。

(注記2) 警察庁による調査の結果、当該国よりウィーン条約のみ加盟している（ジュネーブ条約は加盟していない）との回答がありましたが、国連のジュネーブ条約加盟国リストに記載されている国となります。

(注記3) 警察庁による調査の結果、当該国よりウィーン条約、ジュネーブ条約いずれも加盟していないとの回答がありましたが、国連のジュネーブ条約加盟国リストに記載されている国となります。

(注記4) ジュネーブ様式の国際運転免許証を発給していないために、日本国内では当該国の国際運転免許証で運転することができない国も含みます。（対象国についてはP5を参照）

(注記5) ジュネーブ様式の国際運転免許証を発給していませんが、当該国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付することにより日本国内で運転することができます。（対象国についてはP5を参照）

(注記6) 上記ジュネーブ条約締約国は、警察庁の調査に対し、未回答または調査中の国も含みます。（対象国についてはP5を参照）

●ジュネーブ条約締約国のうち、ジュネーブ様式の国際運転免許証未発給国

国名	英語表記	国名	英語表記	国名	英語表記
アルバニア共和国	Republic of Albania	バングラディシュ人民共和国	People's Republic of Bangladesh	モンテネグロ	Montenegro
ガーナ共和国	Republic of Ghana	フランス共和国（注記2）	French Republic	リヒテンシュタイン公国	Principality of Liechtenstein
キューバ共和国	Republic of Cuba	ブルガリア共和国	Republic of Bulgaria	ルワンダ共和国	Republic of Rwanda
コートジボアール共和国	Republic of Cote d'Ivoire	ベルギー王国（注記2）	Kingdom of Belgium	ロシア連邦	Russian Federation
ジンバブエ共和国	Republic of Zimbabwe	ボツワナ共和国	Republic of Botswana		
セルビア共和国	Republic of Serbia	モナコ公国（注記2）	Principality of Monaco		

（注記1）ジュネーブ様式の国際運転免許証を発給していないため、日本国内では当該国の国際運転免許証で運転することができません（令和7年4月現在）。

（注記2）上記表のうち、①フランス共和国 ②ベルギー王国 ③モナコ公国 は当該国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付することにより、日本国内において運転することができます。（P10・P11・P12を参照）
尚、ジュネーブ条約に締結していない ①スイス連邦 ②ドイツ連邦共和国 ③台湾 も当該国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付することにより、日本国内において運転することができます。（P8・P9・P13を参照）

●ジュネーブ条約の締約国かどうかについて調査中又は未回答の国

国名	英語表記	国名	英語表記	国名	英語表記
アラブ首長国連邦	United Arab Emirates	中央アフリカ共和国	Central African Republic	ポルトガル共和国	Portuguese Republic
アルジェリア 民主人民共和国	People's Democratic Republic of Algeria	ナイジェリア連邦共和国	Federal Republic of Nigeria	マダガスカル共和国	Republic of Madagascar
		ニジェール共和国	Republic of Niger	マラウイ共和国	Republic of Malawi
コンゴ共和国	Republic of Congo	ハイチ共和国	Republic of Haiti	マルタ共和国	Republic of Malta
コンゴ民主共和国	The Democratic Republic of Congo	バブアニューギニア独立国	Independent State of Papua New Guinea	モロッコ王国	Kingdom of Morocco
				レソト王国	Kingdom of Lesotho
サンマリノ共和国	Republic of San Marino	バルバドス	Barbados	レバノン共和国	Lebanese Republic
ジャマイカ	Jamaica	バーレーン王国	Kingdom of Bahrain		
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab Republic	ベネズエラ・ボリバル共和国	Bolivarian Republic of Venezuela		

（注記）警察庁から当該国に対し調査したところ、調査中または未回答の国となります。

※詳細については警察庁のホームページ「ジュネーブ条約締約国等一覧」も併せてご参照ください。



パリ条約（1926）、ワシントン条約（1943）、ウィーン条約（1968）に基づく形式の国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。

日本国内で運転が認められない国際運転免許証

- ① ジュネーブ条約を批准していない国等が発給した国際運転免許証

日本国内では運転できません。

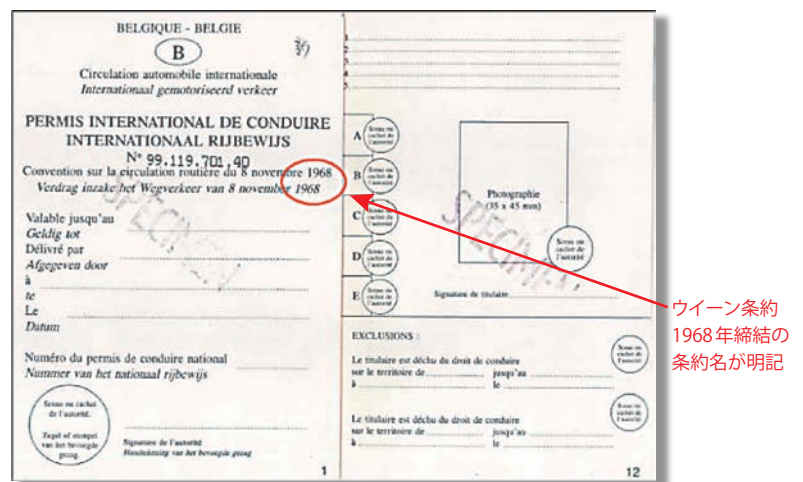


例：バーレーン

- ② ジュネーブ条約を批准している国等が発給しているが、ウィーン条約に基づく様式の国際運転免許証

日本国内では運転できません。

※パリ条約 (1926)、ワシントン条約 (1943)、ウィーン条約 (1968) に基づく様式の国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。



例：ベルギー

ウィーン条約
1968年締結の
条約名が明記

- ③ ジュネーブ条約を批准している国等の権限のある機関が発給しているが様式が大きく異なる国際運転免許証

日本国内では運転できません。



顔写真

免許区分が
全く異なる

- ④ 発給権限のない機関が発給した国際運転免許証

日本国内では運転できません。

例：IAA



米国で発給の権限を有するのは
「AAA」と「AATA」のみ

様式も全く異なっている

以下の5カ国、1地域は、パスポートと自国の免許証および日本語翻訳文を携帯することで運転可能です。



スイス連邦



ベルギー王国



ドイツ連邦共和国



モナコ公国



フランス共和国



台湾

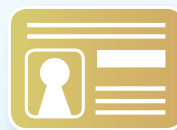
※2025年7月現在

1



パスポート

2

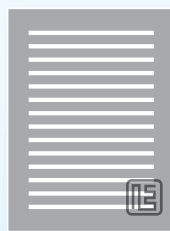


自国の運転免許証

3



or



いずれかの日本語翻訳文
(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)



別紙 日本語翻訳文
(運転免許種類)

※別紙はない場合もあります。



日本語の翻訳文は、それぞれの国の在日大使館・領事館、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)、ジップラス株式会社、台湾日本関係協会、ドイツ自動車連盟(ADAC)が発行した翻訳文のみ有効です。

※翻訳文の様式は、発給する機関によって異なります。

※「免許種類」と「有効期間」と「条件」に十分注意してお取り扱いください。

- 自国の運転免許証は一例であり、それ以外にも存在する。
- 日本語による翻訳文の使用については、本誌2頁に準ずる。ただし、有効期限については、自国の運転免許証に準ずる。

判断が付きにくい場合はお近くの各都道府県にある
運転免許センターまでお問い合わせください。



スイス連邦

1

パスポート



3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以前の仕様

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1980 年 1 月 26 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	スイス連邦 アルガウ州		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	アルガウ州道路交通局		
当該免許証で運転することのできる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (B.P)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	123456789001		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2003 年 4 月 2 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	無期限		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (78, 79(クラス B: 10, 20, 35, 40), クラス B: 45kmh)		
備考 (REMARKS)	クラス B 取得日: 2000 年 10 月 24 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

平成 25 年 〇 月 〇 日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
連盟 花子

2

自国の運転免許証



運転免許証見本 (例)



別紙 日本語翻訳文 (運転免許種類)

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1980 年 1 月 26 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	スイス連邦 アルガウ州		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	アルガウ州道路交通局		
当該免許証で運転することのできる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (B.P)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	123456789001		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2003 年 4 月 2 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	無期限		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (78, 79(クラス B: 10, 20, 35, 40), クラス B: 45kmh)		
備考 (REMARKS)	クラス B 取得日: 2000 年 10 月 24 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年(2019年)〇月〇日

一般社団法人 日本自動車連盟

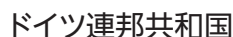
〇〇支部
連盟 花子

翻訳文見本

- 2017.5 スイス連邦
- <運転免許種類>
- A (乗客用): 最大出力25kW 以下、パワーウェイトレシオ0.16kW/kg 以下の自動車
A(乗客用): 最大出力35kW 以下、パワーウェイトレシオ0.2kW/kg 以下の自動車
- A : 最大出力25kW 超、パワーウェイトレシオ0.16kW/kg 超の自動車
- A1 : 総重量1250kg 以下、最大出力11kW の自動車
- B : 総重量3,500kg 以下で運転席を除く座席数が8以下の自動車および自動車三輪、総重量750kg 以下のトレーラーを牽引可。クラス B の牽引車と750kg を超えるトレーラーの運転車両は、トレーラーの総重量が牽引車の車両重量を超えず、連結時の総重量が3,500kg 以下の場合に限り運転可
- B1 : 総重量550kg 以下の自動車三輪、自動車四輪
- C : 総重量3,500kg を超える自動車(クラス D の車両を除く)、総重量750kg 以下のトレーラーを牽引可
- C1 : 総重量3,500kg 超7,500kg 以下の自動車(クラス D の車両を除く)、総重量750kg 以下のトレーラーを牽引可
- D : 運転席を除く座席数が8を超える乗員輸送用自動車、総重量750kg 以下のトレーラーを牽引可
- D1 : 運転席を除く座席数が8を超え16以下の乗員輸送用自動車、総重量750kg 以下のトレーラーを牽引可
- BE : クラス B の牽引車とトレーラーの運転車両で、クラス B に含まれないもの
- CE : クラス C の牽引車と総重量750kg を超えるトレーラーの運転車両
- C1E : クラス C1 の牽引車と総重量750kg を超えるトレーラーの運転車両、連結時の総重量は12,000kg 以下で、トレーラーの総重量が牽引車の車両重量を超えてはならない
- DE : クラス D の牽引車と総重量750kg を超えるトレーラーの運転車両
- D1E : クラス D1 の牽引車と総重量750kg を超えるトレーラーの運転車両で、トレーラーの総重量が牽引車の車両重量を超えず、連結車両の総重量は12,000kg 以下、トレーラーは旅客輸送用としての使用不可
- F : 自動車二輪を除く最高速度45km/h 以下の自動車
- G : 例外車両を除く最高速度30km/h 以下の農耕用自動車
- M : 原動機付自転車
- TPP : クラス B、C、B1、C1と特別クラスDの車両による旅客輸送事業可

裏面に条件コード一覧

※別紙はない場合もあります。



3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以前の仕様

日本語による翻訳文
JAPANESE TRANSLATION

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

WAR 25 15 0 11 0 11

一般社団法人 日本自転車連盟

○○支部
連盟花子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文
JAPANESE TRANSLATION

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年(2019年〇月〇日)

令和元年(2019年〇月〇日)

—股神隨地人 日本自勵堂

○○支館
蓮 鹽 花 子

1

パスポート



2

自国の運転免許証



運轉免許証見本(例)



別紙 日本語翻訳文（運転免許種類）

翻訳文見本

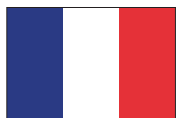
ドイツ連邦共和国

＜運輸免許種類＞

- [illegible]

原簿に条件コードあり

※別紙はない場合もあります。



フランス共和国

3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以前の仕様

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	名	SAMPLE JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	所	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	日	1968 年 4 月 10 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)		フランス共和国 アントニー		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)		オー・ド・セーヌ県知事		
当該免許で運転することが出来る自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)		別紙参照 (AM,A1,A2,A,B1,B)		
免許証番号 (LICENSE NO.)		12B34567		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)		2013 年 9 月 20 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)		2028 年 9 月 20 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)		別紙参照 [01, クラス A1~79LSE<15KW]		
備考 (REMARKS)	考	クラス A1,B1,B 取得日: 1969 年 3 月 10 日 クラス A2,A 取得日: 1992 年 8 月 13 日 クラス AM 取得日: 2013 年 1 月 19 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

平成 25 年 〇 月 〇 日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
蓮 花 子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	名	SAMPLE JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	所	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	日	1968 年 4 月 10 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)		フランス共和国 アントニー		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)		オー・ド・セーヌ県知事		
当該免許で運転することが出来る自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)		別紙参照 (AM,A1,A2,A,B1,B)		
免許証番号 (LICENSE NO.)		12B34567		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)		2013 年 9 月 20 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)		2028 年 9 月 20 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)		別紙参照 [01, クラス A1~79LSE<15KW]		
備考 (REMARKS)	考	クラス A1,B1,B 取得日: 1969 年 3 月 10 日 クラス A2,A 取得日: 1992 年 8 月 13 日 クラス AM 取得日: 2013 年 1 月 19 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年(2019年)〇月〇日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
蓮 花 子

1

パスポート



2

自国の運転免許証



運転免許証見本 (例)



別紙 日本語翻訳文 (運転免許種類)

翻訳文見本

- ⑤
2013.11
フランス共和国
- <運転免許種類>
- AM : 総重量 50 kg 以下の原動機付自転車
 - A1 : 総重量 125 cc 以下、最大出力 11 kW 以下、パワーユニットシフト 0.1 kW/kg 以下の自動車 (サイドカーの有無は問わない)、最大出力 15 kW 以下の自動車
 - A2 : 最大出力 35 kW 以下、パワーユニットシフト 0.2 kW/kg 以下の自動車 (サイドカーの有無は問わない)
 - A : 自動車 (サイドカーの有無は問わない)、最大出力 15 kW 以下の自動車
 - B1 : 最大出力 15 kW 以下、空車重量 400 kg (貨物運搬用車両の場合は 550 kg) 以下の自動車
 - B : 許容総重量が、500 kg 以下、運転席以外の乗客が 8 人以下の乗客用車両および貨物運搬用車両、またはこれに相当する車両で、運転席が 2 席以下の車両に相当する車両、許容総重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引、運転席の許容総重量が、500 kg を超えない場合は、許容総重量 750 kg を超えるトレーラーを牽引可
 - C1 : 許容総重量が、500 kg 以下、500 kg 以下で、運転席に加えて最大 8 名までの乗客を輸送する目的で設計・製造された車両、許容総重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可、クラス D および D1 に該当するものは除く
 - C : 許容総重量が、500 kg を超える車両で、運転席に加えて最大 8 名までの乗客を輸送する目的で設計・製造された車両、許容総重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可、クラス D および D1 に該当するものは除く
 - D1 : 運転席に加え、8 名を超える乗客を輸送する目的で設計・製造された車両、許容総重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
 - D : 運転席に加え、8 名を超える乗客を輸送する目的で設計・製造された車両、許容総重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
 - B+E : クラス B の車両と許容総重量が、500 kg 以下のトレーラーまたはセミトレーラーの連結車両
 - C1+E : クラス C1 の車両と許容総重量が 750 kg を超えるトレーラーまたはセミトレーラーの連結車両、クラス B の車両と許容総重量が、500 kg を超えるトレーラーまたはセミトレーラーの連結車両、または運転席の許容総重量が 12,000 kg を超えない場合は
 - C+E : クラス C の車両と許容総重量が 750 kg を超えるトレーラーまたはセミトレーラーの連結車両
 - D1+E : クラス D1 の車両と許容総重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両
 - D+E : クラス D の車両と許容総重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両

裏面に条件コード一覧あり

※別紙はない場合もあります。



ベルギー王国



1

パスポート

3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以前の仕様

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	名 Deslongchamps Georges	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1962 年 9 月 21 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	ベルギー王国 ブラッセル		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	ブラッセル地方自治体		
当該免許で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (AM, A1, A2, A, B, C1, C, BE, C1E, CE, G)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	1234567890		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2014 年 4 月 5 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2024 年 4 月 5 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (01, 01, クラス C1, C, C1E, CE-95)		
備考 (REMARKS)	取得日: クラス AM, A1, A2, A, B, BE-1979 年 12 月 28 日, クラス C1, C, C1E, CE-1992 年 12 月 31 日, クラス G-2010 年 2 月 19 日 有効期限: クラス AM, A1, A2, A, B, BE-2019 年 3 月 31 日, クラス C1, C, C1E, CE-2018 年 5 月 26 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

平成 28 年 〇 月 〇 日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
連 盟 花 子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	名 Deslongchamps Georges	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1962 年 9 月 21 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	ベルギー王国 ブラッセル		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	ブラッセル地方自治体		
当該免許で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (AM, A1, A2, A, B, C1, C, BE, C1E, CE, G)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	1234567890		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2014 年 4 月 5 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2024 年 4 月 5 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (01, 01, クラス C1, C, C1E, CE-95)		
備考 (REMARKS)	取得日: クラス AM, A1, A2, A, B, BE-1979 年 12 月 28 日 クラス C1, C, C1E, CE-1992 年 12 月 31 日 クラス G-2010 年 2 月 19 日 有効期限: クラス AM, A1, A2, A, B, BE-2019 年 3 月 31 日 クラス C1, C, C1E, CE-2018 年 5 月 26 日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年(2019年)〇月〇日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
連 盟 花 子

2

自国の運転免許証



運転免許証見本 (例)



別紙 日本語翻訳文 (運転免許種類)

翻訳文見本

② 2014.9	ベルギー王国
<運転免許種類>	原動機付自転車
(AM):	原動機付自転車
(A1):	総排気量 125 cm ³ 以下、最大出力 11 kW 以下、パワーウエイトレシオ 0.1 kW/k ² 以下の自動二輪 (サイドカーの有無は問わない)、最大出力 15 kW 以下の自動三輪
(A2):	最大出力 35 kW 以下、パワーウエイトレシオ 0.2 kW/k ² 以下の自動二輪 (サイドカーの有無は問わない)
(A):	すべての自動二輪。サイドカーの有無は問わない
(B):	最大許容重量が 3,500 kg 以下で、運転席以外の座席数が 8 以下の車両。最大許容重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可。自動三輪および自動四輪
(C1):	最大許容重量が 3,500 kg を超え、750 kg 以下で、運転席以外の座席数が 8 以下の車両。最大許容重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
(C):	最大許容重量が 3,500 kg を超え、運転席以外の座席数が 8 以下の車両。最大許容重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
D1:	運転席以外の座席数が 8 を超え 16 以下の乗員輸送用車両。最大許容重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
D:	運転席以外の座席数が 8 を超える乗員輸送用車両。最大許容重量 750 kg 以下のトレーラーを牽引可
(B+E):	クラス B の車両と最大許容重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両で、連結総重量が 3,500 kg 以下のもの (当該車両はクラス B 単独では運転不可)
(C1+E):	クラス C1 の車両と最大許容重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両で、連結総重量が 12,000 kg 以下のもの
(C+E):	クラス C の車両と最大許容重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両
D1+E:	クラス D1 の車両と最大許容重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両で、連結総重量が 12,000 kg 以下のもの。トレーラーの最大許容重量は牽引車両の空車重量を上回ってはならず、トレーラーは乗員輸送に用いてはならない
D+E:	クラス D の車両と最大許容重量が 750 kg を超えるトレーラーの連結車両
(G):	農業用トラクターおよび農業機械

裏面に条件コード一覧あり

※別紙はない場合もあります。



モナコ公国

3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以前の仕様

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	モナコ公国	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	13, AV. MINATO		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1960 年 1 月 1 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	モナコ公国		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	モナコ公国交通部		
当該免許証で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 [A (Cyclomoteur), A1, A, B1, B]		
免許証番号 (LICENSE NO.)	123456		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2000 年 7 月 19 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2040 年 6 月 24 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	記載なし		
備考 (REMARKS)	クラス A (Cyclomoteur), B1, B 取得日: 1998 年 8 月 19 日、 クラス A1, A 取得日: 2000 年 7 月 18 日 1988 年 11 月 28 日パヴィアで交付された免許証 No. PV1234123Y, クラス A, B を確認		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

平成 25 年 〇 月 〇 日

No. 〇〇〇〇〇〇

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
渡辺花子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	モナコ公国	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	13, AV. MINATO		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1960 年 1 月 1 日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	モナコ公国		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	モナコ公国交通部		
当該免許証で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 [A (Cyclomoteur), A1, A, B1, B]		
免許証番号 (LICENSE NO.)	123456		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2000 年 7 月 19 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2040 年 6 月 24 日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	記載なし		
備考 (REMARKS)	クラス A (Cyclomoteur), B1, B 取得日: 1998 年 8 月 19 日 クラス A1, A 取得日: 2000 年 7 月 18 日 1988 年 11 月 28 日パヴィアで交付された免許証 No. PV1234123Y, クラス A, B を確認		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年 (2019 年) 〇 月 〇 日

No. 〇〇〇〇〇〇

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
渡辺花子

1

パスポート

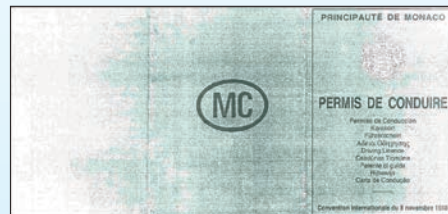
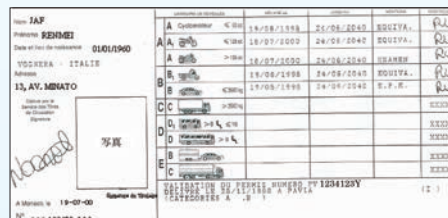


2

自国の運転免許証



運転免許証見本 (例)



別紙 日本語翻訳文 (運転免許種類)

翻訳文見本

モナコ公国	モナコ公国
<運転免許種類>	
A (Cyclomoteur)	: 50 cc 以下の軽自動機付自転車
A1	: 125 cc 以下、11 kW 以下の軽自動車
A	: サイドカーの有無に関わらず、125 cc を超える自動車
B1	: 空車重量 500 kg 以下、15 kW 以下の自動車、自動四輪
B	: 総重量 3,500 kg 以下で、運転席を除き 8 座席以下の車両。 総重量 750 kg 以下の車両を牽引可
C	: 総重量 3,500 kg を超えるクラス D 以下の車両、総重量 750 kg 以下の車両を牽引可
D1	: 運転席を除き 8 座席を超え 16 座席以下の旅客輸送車、総重量 750 kg 以下の車両を牽引可
D	: 運転席を除き 8 座席を超え、または運転席を除き 8 人を超える人員を輸送する旅客輸送車、総重量 750 kg 以下の車両を牽引可
E + B	: 総重量 750 kg を超える牽引車と連結したクラス B の車両、トレーラーの総重量が牽引車の空車重量より大きい場合、または連結した総重量が 3,500 kg を超える場合
E + C	: クラス C に属する牽引車と、総重量が 750 kg を超えるトレーラーまたはセミトレーラーとの連結車両

※別紙はない場合もあります。



台湾

1

パスポート



3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE
※ 2017 年 12 月以前の仕様日本語による翻訳文
JAPANESE TRANSLATION

氏 (NAME)	名	王建城	性別 (SEX)	男
住 (ADDRESS)	所	台北市大安區和平東路 1 段 123 巷 32 號 2 樓		
生 年 月 日 (DATE OF BIRTH)		1957 年 2 月 10 日		
発 給 国 ・ 地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)		中華民国 (台湾)		
発 給 者 (ISSUING AUTHORITY)		交通部		
当該免許で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)		別紙参照		
免許証番号 (LICENSE NO.)		K123456789		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)		2013 年 7 月 10 日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)		=====		
免許の条件 (RESTRICTIONS)		A		
備 考 (REMARKS)		なし (注) 一、免許の条件: 「A」特記欄がない。 「B」オートマチック車のみ運転できる。 「C」条件付の車両しか運転できない。 二、この免許種別によって運転できる車両の種類は別表のとおり。		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

平成 25 年 ○ 月 ○ 日

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
連 盟 花 子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE

※ 2017 年 12 月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文
JAPANESE TRANSLATION

氏 (NAME)	名	王建城	性別 (SEX)	男
住 (ADDRESS)	所	台北市大安區和平東路1段123巷32號2樓		
生 年 月 日 (DATE OF BIRTH)		1957年2月10日		
発 給 国 ・ 地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)		中華民国 (台湾)		
発 給 者 (ISSUING AUTHORITY)		交通部		
当該免許で運転することのできる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)		別紙参照		
免許証番号 (LICENSE NO.)		K123456789		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)		2013年7月10日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)		=====		
免許の条件 (RESTRICTIONS)		A		
備 考 (REMARKS)		なし (注) 一、免許の条件: 「A」特記欄がない。 「B」オートマチック車のみ運転できる。 「C」条件付の車両しか運転できない。 二、この免許種別によって運転できる車両の種類は別表のとおり。		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.
令和元年 (2019年) ○ 月 ○ 日

No.〇〇〇〇

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部
連 盟 花 子

2

自国の運転免許証



運転免許証見本 (例)

中 華 民 國		交通部製發汽車駕駛執照		写 真
別紙號碼	K123456789	性別	男	
姓 名	王建城			
別紙號碼	046.2.10	普通小型車	外國領事	A
住 址	台北市大安區和平東路1段123巷32號2樓			
電話	102.7.10	手機	2001001020710	

印別號碼	(A) 11888897	別紙號碼	
持 照 條 件	A無限制 C加註條件:		
住 址 變 更	B駕駛自動駕駛車		
照 章 另 附 客 驗	應於期滿前換領、逾期一年未領註銷		
備 註			

別紙 日本語翻訳文 (運転免許種類)

翻訳文見本

①②③
2013.10

中華民国 (台湾)

運転が認められる車両の種類

運送車	×	車両総重量が750kg以上の被牽引車を牽引する自動車
大客車	×	乗車定員が10人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える乗用車 乗車定員が25人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える通学通園バス
大客貨用車	×	車両総重量が3,500kgを超え、かつ乗車定員が定められている自動車 乗車定員が10人以上であり、かつ最大積載量が定められている自動車
代用大客車	×	貨物に代わり25人以下の人員を乗車させた、車両総重量が3,500kgを超える貨物車
大貨車	×	車両総重量が3,500kgを超える貨物車
小客車	○	乗車定員が9人以下で車両総重量が3,500kg以下の乗用車 乗車定員が24人以下で車両総重量が3,500kg以下の通学通園バス
小客貨用車	○	車両総重量が3,500kg以下で乗車定員が9人以下の自動車のうち、乗車定員および最大積載量が定められており、最後部の座席が固定された場合においてその座席に1立方メートル以上の積載のための空間があるもの
代用小客車	○	貨物に代わり9人を超えない人員を乗車させた、車両総重量が3,500kg以下の貨物車
小貨車	○	車両総重量が3,500kg以下の貨物車
大型重型機動腳踏車A	×	排気量が550ccを超える自動二輪車
大型重型機動腳踏車B	×	排気量が250ccを超え、550cc以下である自動二輪車 最高出力が29.84kwを超える自動二輪車
普通重型機動腳踏車	×	排気量が60ccを超え、250cc以下である自動二輪車 最高出力が3.73kwを超え、29.84kw以下である自動二輪車
普通軽型機動腳踏車	○	排気量が50cc以下の二輪車 最高出力が1kw以上3.73kw以下である二輪車 最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45kmを超える二輪車
小型軽型機動腳踏車	○	最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45km以下である二輪車

※印を付した種類の車両については、車両総重量750kg未満の被牽引車を牽引する場合における当該車両を含む。

※別紙はない場合もあります。

